



2021年11月号

# ニュースナビ



## 障害者差別解消法改正のポイントと課題

きょうざん常務理事 赤松英知（あかまつ ひでとも）

### はじめに

2016年4月に施行されてから5年になる今年5月、障害者差別解消法がようやく改正された。障害のある人や障害団体関係者、専門家等が自ら汗をかいて「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」(2012年9月)（以下、部会意見）を取りまとめてから、約9年になる。この法律自体は、障害のある人をはじめとした関係者の積年のねがいを実現した点で画期的だったけれど、部会意見に照らすと、当初から多くの課題が指摘されていた。初めての改正で、これらはどう前進したのだろう。

### 事業者による合理的な配慮の提供の義務化が実現

法施行時に事業者による合理的配慮の提供が努力義務にとどまったのは、障害のある人や関係者を失望させた。なので、今回の改正で義務化されたのは大きな前進だと思う。

ただ改正にあたっての議論でも、事業者側の抵抗は大きかった。その理由は法の制定時から一貫していて、よくわからない合理的配慮なるものをしないことで差別していると言われることへの違和感や、費用面での不安などだ。

こうした議論をふまえると、義務化されたか

らと言って一筋縄ではいかないと思う。事業者側の合理的配慮への理解は道半ばだからだ。ましてや合理的配慮には、過度の負担を伴う場合には、講じなくても差別には当たらないという例外が認められている。

部会意見では、国や事業者等が提供する待遇や機会の提供は障害のない者を基準に制度設計されているので、合理的配慮がなければ障害のある人は排除されてしまうと書かれている。このことについて一つひとつの場面で事業者への理解を広げてこそ、今回の義務化が意味あるものになる。

### 盛り込まれなかった重要な課題

#### (1) 差別の定義について

今回の改正を経てもなお、部会意見が示した大事な内容が法に盛り込まれなかった。そのひとつが差別の定義だ。

部会意見では、この法律は社会全般に行為規範を示すことを目的としているので、どのような行為が禁止され、どのような行為が求められるのかを、わかりやすく示すことが重要だとしている。その上で、直接差別、間接差別、関連差別を包括する不均等待遇と、合理的配慮の不提供の二つを差別とし、これを禁止するよう法律に規定することを求めた。

しかし当局は当初から、障害を理由とする間

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和3年5月27日) 参議院内閣委員会

- 四 基本方針において、障害者の権利に関する条約の精神にのっとり、差別の定義に係る基本的な考え方を明記することを検討すること。
- 五 障害のある女性や性的少数者等への複合的な差別の解消について、基本方針、対応要領及び対応指針に明記することを検討すること。また、地方公共団体と連携して、複合的な差別に関する情報の収集、分析を行うこと。
- 九 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決に必要な体制を整備するに当たっては、以下の諸点に留意すること。
  - 1 障害を理由とする差別に関する相談について、たらい回しを防止する等の観点から、ワンストップの相談窓口を設けるとともに、国と地方公共団体との連携を強化すること。
  - 2 障害者が安心して相談することができるよう、相談窓口における相談対応者に障害者を加えること。
  - 3 既存の機関によるこれまでの対応について調査、分析し、その結果を公表すること。

接差別への理解が不十分であること等を理由に、法律に差別の定義を明記することには消極的で、今回も盛り込まれなかった。それでも衆参両院の附帯決議は、今後、改定されるこの法に基づく基本計画で、差別の定義の基本的な考え方を明記することを求めていた（衆参の附帯決議各4項目目）ので、この議論が大切になる。

#### (2) 複合差別について

部会意見では、従来の障害施策は差別や不利益を受けるリスクが高い女性の視点が欠落していたとして、国に障害女性の複合的な困難を取り除くための措置を求めていた。しかし当局は当初から、障害女性が受ける差別等は障害を理由とする場合と、女性であることを理由とする場合のどちらかで説明可能であり、障害女性に特有の差別にかかる立法事実は見当たらないとしている。

その後、議論が深まり、障害女性への複合的／交差的差別への理解は一定前進したが、法文上、明記されるには至っていない。これについて衆参の附帯決議では、障害のある女性や性的少数者等への複合的な差別の解消について、基本方針等に明記することを求めていた（各5項目目）。

#### (3) 救済措置について

障害のある人が差別を受けたときに、どこに相談すればよいのか、そしてどのような仕組みで解決に向かうのかは、差別された人にとっては切実だ。このことについて部会意見では、解

決の受け皿がないことで差別事案の多くが放置されてきたことを考えれば、中立、公平な第三者が関与する仕組みを設けるべきだとしている。

けれど、障害者差別解消法では救済のための新しい仕組みは規定されず、当局は既存の機関で対応するという立場をとっている。既存の機関というのは、法務省人権擁護局や自治体の障害に関する窓口、相談支援事業所などが想定されているけれど、人権擁護局などは敷居が高く、多くの人は相談に行く気にはなれないだろう。また、それぞれの機関に寄せられる相談件数などを示されても、それらは氷山の一角であって、アウトリーチしなければ掘り起こすことができない差別事案は一切みえてこない。

この点について衆参の附帯決議では、たらい回しを防止するためにワンストップの相談窓口を置くことや、既存の機関による対応の検証等を求めていた（各9項目目）。

### おわりに

今後は来年夏頃を目指として、この法律に基づく基本方針等の改定等について議論し、今年6月の公布から3年以内に施行となる。3年といわず速やかに施行してもらいたいものだが、法改正が上記のような内容にとどまっただけに、基本方針等に関する議論が重要になる。今回の改正に少しでも魂を込めて、次の法改正につながる議論となるか、おおいに注目したい。